

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和6年度 重点目標

- 1 地域内分権の推進と地域主体の自治の実現
- 2 自治会や市民活動団体と連携した活力ある地域づくりの推進
- 3 移住・定住・交流による まちづくりの推進
- 4 人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 5 デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化
- 6 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 7 犯罪や交通事故のない安心安全なまち上田を目指して

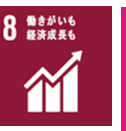
重点目標			地域内分権の推進と地域主体の自治の実現		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1 位		
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 1 章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第 2 節 地域内分権による地域の自治の推進			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する				
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり								
現況・課題		市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージを経て、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内各課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に13の組織が設立されており、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、各組織において「地域まちづくり計画」に基づいた活動が進められています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて検討されましたが、昨年度末までに各自治連を単位として、「神川まちづくり委員会」「北部地区まちづくり協議会」「南部まちづくり協議会」が設立されました。残る2地区（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。住民自治組織も当初の設立から8年が経過する中で、組織の再編や人材の育成、持続的な活動体制の構築、「地域まちづくり計画」の見直しの必要性など、新たな課題が見えてきましたが、引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明や情報発信を行いながら地域内分権への理解を深め、住民自治組織の自律的かつ主体的な活動を目指すとともに、全市域での組織設立に向けて取り組んでまいります。								
目的・効果		自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健(康)幸(福)都市」の実現を目指します。				該当するSDGsの目標				
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）				
①	○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 (1)未設置となっている中央地域の2地区(中央、東部地区)について、設立に向けた協議の継続支援及び、組織体制のあり方についての検討を推進 (2)設立済みの組織に対し、人的・財政的支援を行い、活動の本格化を推進。また、持続的な組織体制の構築に向け、地域と連携して課題の解決を図るための検討を推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 地区の自治会長をはじめとする関係者と連携し、引き続き設立に向けた説明や情報等を提供しながら、現状を踏まえた柔軟な組織体制づくりを検討 (2) 組織の運営、活動に対し、人的・財政面での支援 組織ごとの課題を踏まえ新たな支援を検討し、自立的な活動へ導くための改善を推進	(1) 東部地区、中央地区自治会連合会会議において、それぞれ住民自治組織の設立に向けた説明を実施 東部地区：9月26日、中央地区：4月25日 (2) 各組織との個別相談、全体会議での意見を踏まえ、住民自治組織の活動推進策を検討 ・住民自治組織の役割明確化 ・重点取組項目の明確化、支援策の検討		(1) 東部地区、中央地区自治会連合会会議において、それぞれ住民自治組織の設立に向けた説明を実施 東部地区：9月26日、中央地区：4月25日 (2) 全体会議での意見を踏まえ、以下の活動推進策を講じ、令和7年度から開始 ・総合計画アンケートにおいて、「重要度」が高く「満足度」が低い施策分野の取組の推進を図るため、活力あるまちづくり支援金に、住民自治組織を対象とした「重点事業」を創設				
②	○地域担当職員、協働推進員の機能向上 (1)地域担当職員、協働推進員が地域と市役所をつなぐ人材となるよう、研修等を実施 (2)地域における課題を解決するためには、どのような関わりが必要か手法等を検討	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 地域担当職員向けに、情報共有会議などの研修を年2回以上実施 また、協働推進員向けに研修や講演会などを年2回程度実施 (2) 先進地への視察を行うなど、情報収集に努めながら上田市に適した手法を検討	(1) 地域担当職員会議を1回開催 5月14日 協働推進員の研修を1回実施 7月24日 (2) 他市の事例について情報収集を行うとともに、各組織の現状把握及び今後の対応方針を検討		(1) 地域担当職員会議の開催（2回） 5月14日、2月25日 協働推進員の研修会の開催（2回） 7月24日、2月3日 (2) 他市の事例について情報収集を行うとともに、国主催の集落支援員研修会に参加するなどして、地域課題解決に向けた手法を検討				
③	○地域協議会の今後のあり方の検討 (1)全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討 (2)庁内各課からの市施策等の共有	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 第10期上田右岸・左岸地域協議会において上田地域に適した設置単位の見直しを検討 (2) 住民自治組織と自治会の役割分担の研究 総合計画の「地域の特性と発展の方向性」に関する素案の作成と地域協議会への諮問	(1) 上田地域における地域協議会の設置単位と委員数等について、地域協議会において検討を開始 (2) 住民自治組織の役割と今後のあり方及び第三次上田市総合計画について、地域協議会において検討を開始		(1) 上田地域における地域協議会の設置単位と委員数等について、令和7年3月までに、5つの地域協議会すべてから意見書を受領済 (2) 第三次上田市総合計画「地域まちづくり方針」について、2月までに、すべての地域協議会から答申済 住民自治組織の役割と今後のあり方については、令和7年10月の意見書受領を目標に継続審議				
④	【豊殿、塩田、川西地域自治センター】 ○住民自治組織(各地区まちづくり協議会等)が取り組む事業への支援 ○地域おこし協力隊による地域の魅力発信事業等への支援（豊殿：棚田、塩田：日本遺産、川西：コミュニティカフェ等） ○右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援	年度末まで	○人的・財政的支援 ○地域おこし協力隊事業への支援（棚田、日本遺産塩田平検定、コミュニティカフェ等） ○右岸・左岸地域協議会の運営を支援 ○各地区自治会連合会の要望の取りまとめ	○ 住民自治組織役員会、その他部会の開催を支援 ○ ・棚田でのイベント（田植え、草刈り、ししおどし祭りなど）支援 ・塩田地域でのイベント（塩田平田園サイクリング、ボランティアガイド養成講座など）支援 ・循環型コミュニティカフェの開催（2回）、風景・行事など地域の魅力をフェイスブックで発信 ○ 右岸、左岸地域協議会を5回開催。市からの協議及び諮問案件の調査・研究を支援 ○ 要望事項（豊殿20件、塩田52件、川西33件）を取りまとめ、行政懇談会の開催を支援		○ 各組織が開催した役員会、運営委員会、部会等に参加し地域活動を支援 ○ 隊員と協力し取組みを推進（稲倉棚田保全委員会、日本遺産レイラインバスツアー、コミュニティカフェの開催等） ○ 右岸地域、左岸地域11回の協議会を開催 ○ 各地区において、要望の取りまとめと行政懇談会の開催を支援				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題						

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標		自治会や市民活動団体と連携した活力ある地域づくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革					

重点目標		移住・定住・交流によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における 位置付け		第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保						
現況・課題		① 自然動態の減と市民の流出により人口の減少が進んでいます。発展的に持続する活力あるまちづくりに向けて、転出の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や暮らしやすさに関する情報をさらに積極的に発信する必要があります。また、住居ニーズの充足や就職支援に向けて関係課との連携が必要です。 ② 人口減少と高齢化の進展は生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要です。 ③ 交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者へ訴求する必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携が重要です。						
目的・効果		① 移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせオンライン方式の併用で実施し、世界中の上田市に関心を寄せる方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。 ② 婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成と、相談員向けセミナーの開催により、出会いと結婚を支援します。 ③ ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。			該当する SDGsの目標	 		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 移住定住の推進 (1) 庁内連携による市独自移住セミナーの開催 (2) 定住自立圏による移住関係イベントへの参加 (3) 主要都市部及びオンライン活用による移住相談会の開催 (4) 移住体験ツアーの実施 (5) 地域おこし協力隊員の計画的任用と任期満了後の定住支援 (5) UIJターン就業・創業移住支援金の有効活用		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで (6) 年度末まで	(1) テーマ毎に、対面形式・オンライン形式合わせて6回以上開催 (2) 6回以上参加 (3) 30回以上開催 (4) 1回以上開催 (5) 1人以上の任期満了後の定住1人以上の新規隊員の任用 (6) 対前年対比における制度利用による移住実現者の増加 ※行政支援による移住件数・人数の推移 R1:34件 67人 R2:31件 58人 R3:56件 107人 R4:59件 121人	(1) 2回実施、下半期に4回実施予定 (2) 1回実施、下半期に3回実施予定 (3) 出張移住相談デスク3回実施、下半期に3回実施予定、オンライン相談会4回実施 (4) 下半期に2回（ツアー1回、関連セミナー1回）実施予定 (5) 隊員3名を任用、今年度任期満了予定者6名 (6) UIJターン就業創業移住支援金17件交付決定		(1) 6回実施、参加者64人 (2) 5回実施、参加者50人 (3) 出張移住相談デスク（東京）6回実施、参加者35人 個別オンライン相談（庁舎内）16回実施 (4) ツアー：2月8日～9日実施、参加者9人 (5) 隊員3人を任用、任期満了隊員7人 (6) 交付決定33件 単身7人、世帯71人 合計78人（うち18歳未満 21人）	
②	○ 市民協働による移住交流の推進 (1) 地域コミュニティと移住者・関係人口の交流を促進 (2) 各地域に所属する地域おこし協力隊員の協働活動の促進による地域交流の推進		(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) ① 移住者交流会1回以上開催 ② 地域交流アドバイザーを活用したオンライン交流サイトでの2回以上の情報発信 (2) 地域おこし協力隊員定住自立圏交流会 1回以上開催	(1) ① 移住者交流会を6月に開催 ② 下半期（10月に1回、12月に1回）に掲載予定 (2) 下半期（1月）に開催予定		(1) ① 6月開催、参加者33人 ② サポーターだよりによる情報発信12回 (2) 1月開催、参加者23人	
③	○ 縁づくり事業の推進 (1) 結婚につながる縁づくりの推進 (2) 効果的な情報の発信による、結婚に向けた意識の醸成		(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 婚活セミナー4回、交流会3回以上開催、及び定住自立圏での婚活セミナー・交流会各1回以上開催 (2) ① 広報紙や市HP、LINE@、その他SNSなどを活用した情報の発信 ② 親向けセミナー、結婚相談員向けセミナーを各1回以上開催 ③ 結婚新生活支援事業活用による婚姻数の増加 ※婚姻数の推移 R1:745件 R2:603件 R3:561件 R4:616件	(1) 婚活セミナー4回、交流会1回開催 下半期に婚活セミナー10回、交流会3回、定住自立圏婚活セミナー4回、交流会1回を開催予定 (2) ① 広報上田・市HP掲載 LINE@登録者へ情報発信8回 ② 下半期に親向けセミナー、結婚相談員向けセミナーを各1回開催予定 ③ 結婚新生活支援事業補助金9件交付決定		(1) 婚活セミナー14回及び交流会4回、参加者114人 定住自立圏：婚活セミナー4回及び交流会1回、参加者37人 個別オンライン相談169件、対面相談2件 (2) ① LINE@登録者705人 情報発信14回 ② 親向けセミナー：1回、参加者13人 結婚相談員向けセミナー：1回、参加者18人 ③ 交付決定23件	

④	○ ふるさと納税制度の推進 (1) 各ポータルサイトの特色を生かした魅力ある返礼品の開発と、きめ細かな情報の発信	(1) 年度末まで	(1) ① 返礼品内容のブラッシュアップ ② ニュース配信サイトの有効活用	(1) ① 2事業者、90品の返礼品を新規追加 ② 民間Webサイトにて、上田市の返礼品特集記事掲載	(1) ① 6事業者、145品の返礼品を新規追加 ② 上田市の返礼品特集記事掲載 3サイト 中間管理事業者を通じ、PRTIMESに記事投稿 1回
	(2) 寄附者への訴求力向上に寄与するポータルサイト導入及び運用の実施	(2) 年度末まで	(2) 先進事例の研究並びに庁内連携強化 対前年比 寄附受納金額の増加 (実績見込 件数18,495件、金額361,249千円)	(2) 先進市へ視察 産業振興部など庁内連携はもとより、上田商工会議所や信州上田観光協会など、官民連携も強化	(2) 先進市へ視察 産業振興部など庁内連携はもとより、上田商工会議所や信州上田観光協会など、官民連携も強化 (実績見込 件数26,383件、金額518,397千円)
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	
	①移住促進と縁づくり事業を融合させた上田市でしかできないイベントを構築し、市の課題である若年層女性の定住促進に取り組めます。 ②「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進します。 ③上田市の魅力となる返礼品の開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組めます。			①庁内関係課及び官民連携し、より詳細なセミナーの実施ができた。また、移住体験ツアーは、婚活を意識した39歳以下の女性に限定して実施できた。 ②市民協働による情報発信・交流委託事業として開始した「うえだ移住テラス」では、東京及び上田市での交流会等により、地域内外の交流を促進できた。 ③自主財源の確保として有効なふるさと寄付金について、庁内関係課及び官民連携が功を奏し、寄附額増加につながった。今後、継続的に全市一丸で取り組む必要がある。	

重点目標		人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における 位置付け	位	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3	福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する	
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。女性、子ども、同和問題等にかかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多様化や性的少数者の人権、犯罪被害者等への支援など様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組みとともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められております。また、犯罪被害者等への支援につきましては、被害者やその家族等が、犯罪による心身への直接的な被害に加え、精神的、経済的苦痛等による二次被害など様々な問題に直面することから、被害者等が早期に平穏な暮らしを取り戻すために、関係機関等と連携し状況に応じた適切かつ途切れのない支援が求められます。男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえだカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。 世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。						
目的・効果	一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、令和6年度からスタートした「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」に基づき、各分野にわたる施策の推進に取り組めます。 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、令和6年4月1日に施行した「上田市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等の心に寄り添った支援、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などに対する理解を深めるための啓発に取り組めます。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。 市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。				該当するSDGsの目標	      	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
①	○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 （1）上田市犯罪被害者等支援条例施行に伴う周知・啓発 （2）人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の悩みごと相談 （3）あらゆる差別に関する相談		（1）年度末まで （3）通年 （4）通年	（1）・広報、ホームページ、ハンドブック等による条例制定、支援内容等の周知 ・ホームページ、講演会開催等による啓発 （2）・特設相談：上田 隔月1回、丸子・真田 年2回、武石 年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 （3）・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	（1）広報、ホームページ、ハンドブック等による条例制定、支援内容等の周知及びチラシ、講演会開催等による犯罪被害者等支援の必要性等に関する啓発を実施 （2）当初目標に沿った計画に従い、人権に関する特設相談を各地域で開設し、常設相談を毎週月・水・金曜日に開設 （3）解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談窓口を開設		（1）広報、ホームページ、ハンドブック等による条例制定、支援内容等の周知及びチラシ、講演会開催等による犯罪被害者等支援の必要性等に関する啓発を実施 （2）当初目標に沿った計画に従い、人権に関する特設相談を各地域で開設し、常設相談を毎週月・水・金曜日に開設 （3）解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談窓口を開設
②	○ 男女共同参画啓発事業の推進 （1）「うえだカラフルプラン」（第4次上田市男女共同参画計画）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実施 （2）市民フェスティバルの開催 （3）各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 （4）講演会、講座の開催 （5）男女共同参画推進業者表彰の実施		（1）年度末まで （2）9月（予定） （3）年度末まで （4）年度末まで （5）3月	（1）市内関係団体等との協働による男女共同参画の啓発推進、出前講座の実施 （2）市民フェスティバル開催 （3）女性団体の研修会等 1回以上 （4）主催共催講演会・講座 5講座 （5）事業者表彰 2団体以上	（1）関係団体と協働で8月に男女共同参画学習会を開催 （2）実行委員会を設置し、女性差別撤廃条約「選択議定書」について9月に講演会を開催 （3）2つの女性団体がそれぞれ3回参加 （4）親子料理教室等、講座を3回開催 （5）広報うえだ、ホームページで募集		（1）関係団体との協働による出前講座等の実施 （2）実行委員会を設置し、女性差別撤廃条約「選択議定書」についての講演会を開催（9月） （3）2つの女性団体がそれぞれ4回参加 （4）親子料理教室等、講座を8講座開催 （5）1事業者を表彰
③	○ 平和啓発事業の実施、推進 （1）令和7年度平和祈念事業に向けた実行委員会による検討 （2）原爆パネル展の実施		（1）通年 （3）通年	（1）実行委員会において、令和7年度平和祈念事業及び平和の灯モニュメント整備等の計画を検討 （2）原爆パネル展の開催 10か所	（1）実行委員会を設置し、令和7年度平和祈念事業及び平和の灯モニュメント整備等について検討 （2）7月から8月にかけて、原爆パネル展を10か所（公民館、地域自治センター、市民プラザ・ゆう）で開催		（1）実行委員会を設置し、令和7年度平和祈念事業及び平和の灯モニュメント整備等について検討 （2）7月から8月にかけて、原爆パネル展を10か所（公民館、地域自治センター、市民プラザ・ゆう）で開催
④	○市民プラザ・ゆう事業の推進 （1）主催講座として資格取得講座等の開催 （2）「女性相談員によるなんでも相談」及び「女性弁護士による法律相談」の実施		（1）年度末まで （2）年度末まで	（1）資格取得支援講座等の開催 7講座 （2）なんでも相談は毎週火曜・木曜日等に実施。弁護士相談は、偶数月1回、奇数月2回実施	（1）FP3級資格取得支援講座等、講座を3回開催 （2）各相談をそれぞれ実施 女性相談員による相談（週2回） 女性弁護士による相談（奇数月1回 偶数月2回）		（1）FP3級資格取得講座等、5講座開催 （2）各相談をそれぞれ実施 女性相談員による相談（週2回） 117件 女性弁護士による法律相談（偶数月1回 奇数月2回） 71件
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題		

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標		デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における 位置付け		第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化						
現況・課題	マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度が発足し、国は令和4年度末にはほとんど全ての住民がマイナンバーカードを取得することを目標に、各市町村に「マイナンバーカード交付円滑化計画」の実施を図るよう求めてきた。これを受け、令和4年度は普及促進のための取組を強化し、取得率が大きく増加し、当市の令和5年度末の保有枚数率は、70.3%となった。また、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を平成28年5月20日から開始し、令和5年2月28日には戸籍証明書の交付も開始した。令和5年度末のコンビニ交付率は、約30%で更に利用促進を図る必要がある。国は、戸籍法を改正して令和6年3月からマイナンバー制度を利用して一部行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付省略を可能とし、また、令和6年12月にはマイナンバーカードと健康保険証を一本化したマイナ保険証を基本とすることとなった。今後のマイナンバーやマイナンバーカードの利用拡大に向け、引き続き取得率の向上に取り組んでいく必要がある。 令和5年2月からマイナポータルを利用してオンラインによる転出届や転入先市町村に来庁予定の連絡ができるようになった（「引越し手続オンラインサービス」）が、現在の利用率は約6%でサービス内容の周知等、利用率向上に取り組む必要がある。							
目的・効果	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市役所窓口 비해、閉庁日や時間外でも取得が可能であり利便性も高く、また、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有効である。平成28年度からコンビニエンスストアでの証明書交付を開始しているが、交付比率は、令和元年度は 5.6%（住民票の写し 4.3%、印鑑登録証明書 7.4%）であったが、令和5年度は約30%（住民票 28.8%、印鑑登録証明書 39.1%、戸籍謄抄本 20.0%、附票 8.7%）と増加している。 「引越し手続オンラインサービス」を利用すると、特に転出届の転出市町村窓口での申請が不要となり、来庁する負担もなくなる。また、窓口の混雑緩和にもつながることから、業務効率の向上も図れる。				該当するSDGsの目標	    		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○ マイナンバーカード保有枚数率の向上 （1）公用車を利用した「マイナちゃんカー」により施設や戸別訪問に出向き出張申請受付を実施 （2）毎月2回、第2土曜日と最終日曜日に申請・交付受付を予約制で実施	年度末まで	・ 保有枚数率 73.0%	○ マイナンバーカード保有枚数率 9月末 72.7% （1）9月末 出張申請 20回 受付件数 117件 （2）毎月2回（第2土曜日と最終日曜日）、申請・交付受付を予約制で実施		○ マイナンバーカード保有枚数率 76.5% （1）3月末 出張申請 49回 受付件数 596件 （2）毎月2回（第2土曜日と最終日曜日）、申請・交付受付を予約制で実施 臨時窓口 28回実施		
②	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上 （1）コンビニエンスストアでの証明書取得の利便性を窓口やHP、広報誌等で周知強化	年度末まで	・ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 33.0%	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 9月末 31.2% （1）掲載中のHPを検索しやすく、見やすいように改善		○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 32.7% ① 民生委員会で利便性、おすすめポイントの広報 ② 広報2月号掲載 ③ 二十歳を祝う式でチラシ配布		
③	○ 「引越し手続オンラインサービス」利用率の向上 （1）オンライン（マイナポータル）上で転出届の手続きができること、利便性をHP・広報誌等で周知強化 （2）市民サービス窓口等でオンライン申請の情報提供	年度末まで	・ 転出届のオンライン申請利用率 10.0%	○ 転出届のオンライン申請利用率 9月末 10.3% （1）HP・広報等での周知にむけて関係機関と調整中 （2）窓口にポスター掲載		○ 転出届のオンライン申請利用率 15.80% （1）・ホームページの修正及び広報2月号掲載 ・二十歳を祝う式、市内大学へチラシ配布 （2）窓口にポスター掲載		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				

重点目標		多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6位
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 エ 受益と負担のあり方の見直し イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、令和6年1月1日現在4,154人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。 外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。						
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。（令和5年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数219人） 同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつくられていきます。				該当するSDGsの目標		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 「上田市多文化共生推進協会」（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促進 (2) 「AMU」の広報・周知	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 事業の企画運営 ・ 総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・ 交流・学習部会（6回） (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携し事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を推進	(1) 次の企画・運営の場を設定 ・ 4月に理事会、5月に総会を開催 ・ 学習部会を2回（5月・9月）、交流部会を5回（5月・6月・7月・8月2回）開催 (2) ・ 上田高校と連携し、生徒が上田市の多文化共生についてできることをテーマとして課題研究を実施（AMU会員が講師） ・ 信州大学の留学生ガイダンスに参加し、AMUの取り組みや活動内容等を紹介 ・ 上田看護専門学校と連携し、上田市の多文化共生をテーマとしたグループワークを実施（AMU会員が講師） ・ 広報うえだ7月号に、AMUの取り組みや日本語教室「にほんごアムアム」について掲載し、活動内容等について周知PR		(1) 次の企画・運営の場を設定 ・ 5/12に総会を開催、理事会を3回開催 ・ 専門部会（交流・学習）を11回開催 (2) 次のとおり、共催・連携した事業を実施 ・ 6月に信州大学繊維学部の留学生ガイダンスに参加し、AMUの取り組みや活動内容等を紹介 ・ 広報うえだ7月号にAMUの活動内容や日本語教室「にほんごアムアム」について掲載 ・ 9月に上田高校と連携し、AMUから提案した異文化理解等のテーマに沿い、グループごとの研究発表と参加者同士の意見交換を実施 9月、10月に上田看護専門学校と連携し、AMUから派遣した講師による講義、外国籍市民と学生とのグループワークを実施	
②	○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催。また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等のさまざまな支援の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解と参加・協力の促進のため、多文化交流フェスタや講演会等を開催（フェスタ、講演会各1回） (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座及び防災講座等を実施（交流会2回、講座2回）	(1) 9月に、外国籍市民の母国の文化、関係団体等の活動を紹介する展示ブースやステージ発表を通じて、市民の国際理解及び国際交流につなげる多文化交流フェスタを開催 (2) ・ 7月に外国籍市民と地域住民の交流の場として、野外交流会を開催 ・ 上田わっしょいでは、留学生等が浴衣の着付け体験等を通して日本文化に触れるとともに、参加者、AMU会員相互の交流を促進 ・ 9月に外国籍市民への防災意識の啓発のため、防災基礎講座を開催		(1) ・ 9月に多文化交流フェスタ（約200人参加）を開催し、10月に会員とうえだ多文化交流フェスタ参加者との交流会（55人参加）を開催 ・ 10月に異文化理解講演会を開催（35人参加） (2) ・ 7月に野外交流会（49人参加）を開催 ・ 7月の「うえだわっしょい」にインターナショナル連として参加（約100人参加） ・ 9月に、外国籍市民の安全意識の向上のため、関係課と連携し中央消防署で防災基礎講座を開催（20人参加） ・ 8月と1月に、世界各地の食文化を学ぶワールドキッチンを開催（のべ59人参加）	
③	○ AMUによる学びの場の提供 (1) AMUに日本語コーディネーターを継続して配置し、外国人全ての年齢を対象とした「にほんごアムアム」（日本語教室）を通じ、学習希望者の習得度に応じた学びの場の提供 (2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携した日本語（学習言語）の学習支援を推進 (3) 日本語支援者の養成及びスキルアップ	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 学習者とボランティアとのマッチングのため、大人と子どもの日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を通年で配置 (2) 教育委員会等連携し、日本語の学習支援が必要な外国籍の子どもを支援 (3) 日本語支援者養成講座の実施	(1) 全ての年齢を対象とし、様々な国籍の方が個々の目的や日本語習得度に応じて学ぶことのできる日本語教室を開催し、AMU会員を中心としたボランティア講師が日本語学習をサポート (2) 小中学校へ日本語支援のため学習支援ボランティアを4校に1名ずつ派遣 (3) 8月に第1回日本語支援者養成講座を開催し、13人が受講		(1) 「にほんごアムアム」に大人と子ども向け日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を配置し、全ての年齢を対象とした日本語教室を開催。大人370人、子ども191人が個々の目的や日本語習得度に応じて学び、AMU会員等多くの日本語指導ボランティアが日本語学習のサポートを実施 (2) 東小学校、神川小学校、南小学校、第一中学校へ、日本語支援のための学習ボランティアを派遣 (3) 8月と2月、希望者を対象に「日本語支援者養成講座」を計2回開催し、各回に13人が受講。また、11月にボランティア予定者を対象にステップアップ講座を開催し、15人が受講	

④	○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語での情報発信の推進	年度末まで	(1) 多言語版の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ送付 (2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして運営、相談内容に応じ他専門部署と連携 (3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員の一層のスキルアップのため、相談員研修会等への参加を促進	(1) ポルトガル語、中国語、インドネシア語の広報紙を毎月小中学校、公民館、事業所等68カ所へ配布 (2) 多言語対応可能な職員3名を窓口配置し、住民登録関係等の各種相談に対応した。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を実施 (3) 東京出入国在留管理局が主催する外国人相談窓口連絡会へ5月と8月の2回参加	(1) ポルトガル語、中国語、インドネシア語の広報紙を、小中学校、公民館、事業所等計71カ所へ毎月配布 (2) 多言語で対応可能な職員3名を窓口配置し、住民登録関係等の総合相談を実施。必要に応じて他部署と連携し、来庁者の生活支援や適切な情報提供等を実施。（相談件数5,286件、相談者数4,072人） (3) 東京出入国在留管理庁が主催する外国人相談窓口連絡会（5月、8月、11月に計3回開催）と外国人相談窓口相談員研修会（6月に3回開催）に、オンラインにより参加。また、長野県国際化協会の研修
⑤	○ 外国人集住都市会議との連携 自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について議論を進めるため、外国人集住都市会議参加の11都市との連携	年度末まで	(1) 群馬・静岡・長野ブロックの会議（年3回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議 (2) 全体会（年2回程度）に参加	(1) ブロック会議に参加し、外国人支援施策や自治体に対する財政支援措置の課題等について協議 (2) ・ 5月に開催された全体会に参加 ・ 11月に日本語教育や多文化共生のあり方を議論するシンポジウムを東京都で開催予定	(1) ブロック会議にオンラインで2回参加。第1回会議では、外国人支援施策や自治体に対する財政措置の課題等について協議。第2回会議では、外国人住民が地域社会で活躍するための望ましい日本語教育の調査研究を目的とした、企業向けアンケート調査の実施を検討 (2) ・ 5月と3月に開催された全体会にオンラインで参加 ・ 11月に東京都で開催された、日本語教育や多文化共生のあり方を議題とするオンラインシンポジウムに参加
⑥	○ 多文化共生推進指針の見直し検討 上田市多文化共生のまちづくり推進指針の見直し検討	年度末まで	・ 先進事例の調査、研究 ・ 多文化共生に係る課題整理	・ 県内外の先進自治体の多文化共生に係る個別計画などを調査研究	・ 県内外の先進自治体の多文化共生に係る個別計画などを調査研究
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和6年度 重点目標管理シート

重点目標		犯罪や交通事故のない安心安全なまち上田を目指して		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における 位置付け		第2編 自然・生活環境 安全・安心な快適環境のまちづくり 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、日々前兆事案も発生している状況です。令和5年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数22件（前年比＋5件）と前年より増加し、被害額は1億1,500万円を超えています。これ以上の被害発生を食い止めるため、高齢者はもとより、全市民に対していかに早く周知して、特殊詐欺等被害防止対策を行うことが喫緊の課題となっています。 令和5年中の交通事故の発生件数は前年より増加し、2件の交通死亡事故が発生しています。依然として、高齢者が関係する重大事故が発生している現状から、ドライバーはもとより、すべての道路利用者に対し、交通安全意識の高揚を図る必要があります。 新たな市民生活支援を担当することになったことによる課名の検討。「参加」と「協働」は今や推進ではなく、大前提の時代であり、親しみやすい・（ポツ）のない名前に改め、市民に分かりやすい名称にしていく必要があります。						
目的・効果	地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会の構成員相互の情報交換及び連携により、地域全体で見守りや啓発活動を行い、新たな犯罪手口などの情報配信を適正に行い、高齢者や若年者等が特殊詐欺の被害に遭わないよう未然防止を図ります。 交通安全対策については、高齢者の交通事故防止を重点課題として、交通安全意識の向上と予防安全対策を進めます。			該当するSDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施 (1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進 (2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施 (3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進 (4) 特殊詐欺等被害防止に関する出前講座	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会2回 (2) 広報紙の発行4回（自治会回覧） 有線放送及びメール・ツイッター等による配信を随時実施 長野大学生への啓発チラシの配布 (3) 購入費補助120件 (4) 15回	(1) 未開催（R7.2開催予定） (2) 広報紙を2回発行 9月末までにメール配信による注意喚起を17回実施 (3) 9月末までに51件の申請を受理 (4) 4回実施		(1) 被害防止連絡協議会 1回開催 (2) 広報紙発行 4回 メール配信による注意喚起 68回 (3) 3月末までの申請 119件 (4) 9回実施	
②	○ 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進 (1) 交通安全運動の実施 (2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付 (3) 交通安全教室の実施 (4) 高齢者を対象とした自転車用ヘルメットの着用促進と市民全体に向けたヘルメット着用の周知・啓発の実施 (5) 長野県交通災害共済全県制度統一に伴う市費負担の見直し	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 4回 (2) 800人 (3) 50回 (4) 購入費補助 500件 ・人身事故死傷者数抑止目標500人以下 ・着用努力義務化に伴う需要増への対応 ・ホームページ・SNS等を活用した情報の配信 (5) 庁内検討会議2回	(1) 春、夏、秋と3回実施 (2) 400人 (3) 79回 (4) 9月末までに購入費補助申請45件受付 (5) 6月までに庁内検討会議を行い、7月の市政経営会議において市費負担の見直しの基本的方向性を決定		(1) 4回実施 (2) 800人 (3) 118回 (4) 3月末までに購入費補助申請57件受付 (5) 7月の市政経営会議での方向性確認後、庁内調整を経て12月19日の庁議において、令和7年度以降、小中学生の会費を市費負担とすることを決定	
③	○ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進 (1) 地域安全運動等の実施 (2) 防犯パトロールの実施 (3) 青色回転灯防犯パトロール車による、小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施 (4) 防犯指導員への指導の充実	(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 通年 (4) 年度末まで	(1) 2回 (2) 随時実施 (3) 毎週水・金曜日 (4) 研修会の開催	(1) 秋に1回実施 (2) 関係機関団体と駅前パトロールを6回実施 (3) 40回実施 (4) 防犯指導員研修会を兼ねたまちづくり地域大会を開催		(1) 秋、年末と2回実施 (2) 関係機関団体と駅前パトロールを6回実施 (3) 86回実施 (4) 研修会の開催 1回	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			